

令和2年11月 1日

お客さま各位

きのくに信用金庫

未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、長期間利用されていない口座が不正利用される被害を防止するため、令和3年1月4日以降に開設される全ての普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」および未利用状態となった口座の自動解約に関する定めを導入いたします。

また、未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定等を改定いたします。

なお、本手数料は、令和2年12月30日以前に開設された普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座、ならびに通常の入出金や口座振替等でお取引されている口座は対象となることはありません。

何卒ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ①普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- ②定期性総合口座取引規定
- ③貯蓄預金規定

2. 規定改定日 令和3年1月4日

改定後の規定はこちらに掲載しております。

- [・普通預金（決済用普通預金を含む）規定](#)
- [・定期性総合口座取引規定](#)
- [・貯蓄預金規定](#)

3. 改定内容

「未利用口座管理手数料」条項の新設を行います。

・普通預金（決済用普通預金を含む）規定

20.（未利用口座管理手数料）

- (1) 令和3年（西暦2021年）1月4日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息の組入れおよび本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の預入れまたは払戻しができない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料の対象となります。
- (3) この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額以上となることのない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料の引落としを開始することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落としに際し、残高不足等により、引落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく、当金庫所定の方法により解約することができるものとします。この場合、未利用口座管理手数料の不足分を別途いただくことはありません。
- (5) 一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。また、解約した口座の再利用には応じられません。

なお、規定により表現が若干異なります。

注1：(1)に定める一定期間は、2年とします。

注2：(2)に定める未利用口座管理手数料の額は、1年あたり1,320円（税込み）とします。

注3：(3)に定める一定の金額は、1万円とします。

注4：(4)に定める当金庫所定の（解約の）方法は、預金者の届出等なしに自動的に解約する扱いとします。

以 上